

札幌第1985号
平成29年（2017年）7月28日

各児童発達支援事業所 管理者 様
各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

「児童発達支援・放課後等デイサービスの利用における注意点」の
利用者への配布について（お願い）

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、障害児通所支援の利用にあたっては、障害児通所支援に係る報酬が一日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援事業所を利用することはできないこととなっております。

しかしながら、利用者が急遽事業所の利用をキャンセルし、同一日に別の事業所を利用する、午前と午後で別々の事業所を利用するといった事例が散見され、各事業所からは、同一日に別の事業所を利用することについて、利用者から事業者への連絡自体がないことも多いと伺っております。

各事業所におかれましては、同一日に複数事業所の利用ができないことについて、普段から利用者への説明を丁寧に行っていたいただいていることと思いますが、より利用者の制度理解を推進し、各事業所が簡便に説明いただくため、本市において別添のとおり説明用のチラシを作成いたしました。

つきましては、本チラシを利用者に配布し、改めて内容をご説明いただくほか、事業所内に掲示するなどして、制度周知のためにご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本チラシの配布にあたっては、お手数ではございますが、各事業所において必要枚数を印刷のうえ、ご使用くださいますようお願いいたします。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：石橋
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp